

※下線部分が修正箇所です。

ご確認ください。

## 生涯学習社会における社会教育関係団体のあり方について（答申） （案）

答申にあたって

社会教育関係団体については、平成20年度に本会議においてその判断基準を答申している。すなわち、以下のとおりである。

「技術の習得や教養を高めたり、生活を充足させたり、地域をよくするために行われる学習・文化・スポーツ（学習活動、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動）などの社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、その活動を、地域文化・スポーツの向上や生活文化の振興、さらには社会福祉の増進につなげ、自主的な運営をする団体」

近年、学習グループや趣味特技に関するサークル活動、NPO（特定非営利活動）と言われる市民活動など、活動のあり方や目的はさまざまであり、社会教育関係団体のありようもますます多様化している。

また一方で、社会教育関係団体登録要綱は、社会教育施設を使用する際に減免となる対象を明らかにするために設けられた制度であるため、活動期間や構成員の人数等、「団体」としての要件で判断せざるを得ないのだが、本要綱に基づいて登録された団体以外にも「社会教育関係団体」として活動する団体は数多く存在している。

このようなことから本答申では、「社会教育関係団体」と「社会教育施設減免対象団体」というふたつの議論を分けて、これからの社会教育関係団体のあり方と、社会教育施設使用に対する減免制度のあり方について、それぞれ答申することとした。

古賀市においては本答申で提言したことを着実に実施し、提言した方向に沿って改善を図っていくことを望む。

### 1 これからの社会教育関係団体のあり方 —特に必要だと考えること—

広義の社会教育関係団体とは、学校教育以外の「社会で行われている組織的な公益性・公共性のある活動を行う団体」であり、政治的・宗教的・営利的・反社会的でない団体を言う。

このような定義は現在においても変わらないが、社会が多様化し社会教育関係団体のあり方も多様化する中で、現代社会における課題や古賀市の生涯学習振興の状況など、具体的には以下に挙げるような観点から、これからの社会教育関係団体に特に必要なことは何か、ということについて議論を重ねた。

- ・ 少子高齢化の進展、人間関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下など、地域や家庭の現状
- ・ 低所得者層やマイノリティ（社会的少数者）などの教育の機会・学習権の保障
- ・ 第2次古賀市生涯学習基本計画による生涯学習の振興状況
- ・ 生涯学習の総合的な活動拠点としての（仮称）古賀市生涯学習センターを含む生涯学習推進ゾーンの整備

第2次古賀市生涯学習基本計画が実動し、念願であった生涯学習の総合的な活動拠点として（仮称）古賀市生涯学習センターがオープンし、市民の多様な生涯学習活動が活性化されることを予想すると、これからの社会教育関係団体には特に以下のようなことが必要だと考える。

- (1) 地縁・志縁団体に関わらず活動の目的・主旨を明確に持ち、活動を継続し、その学習成果を地域や市民に還元しようとしていること。
- (2) 団体の活動が開かれており、団体間の交流や連携を積極的に実践していること。
- (3) 幼稚園、保育所（園）、学校など、子どもの育成に関わる機関との連携をたいせつにし、教育的支援を積極的に行っていること。
- (4) さまざまな理由で社会と関わりにくくなっている人たちが、社会と関わっていくことを助ける活動。
- (5) 日常の人と人とのつながりをつくり出す、地域のつながりの拠り所となる活動。
- (6) 青少年世代（中高生・20代～30代）の参加・人材育成を目的とした活動。

また、そのような社会教育関係団体に対する行政の支援としては、以下のようなことが望まれる。

- (1) 公共施設の使用に際しては、経済的支援（施設使用料の軽減措置など）をすること。同様に公共施設の用具などの無料貸し出しの実施を継続すること。
- (2) 現代社会のさまざまな課題を解決するための事業（学習プログラム）について、行政がモデル的に実施する、あるいは団体（市民）から提案を受けるしくみをつくることにより、社会的課題に取り組む団体の育成を図ること。  
（例：貧困世帯対策、中高生など青少年の社会参画・育成対策など）
- (3) 社会教育関係団体の活動を社会貢献・地域づくりに生かすため、関係者の研修の機会を設定し、研修の充実・交流を通して人材の育成・団体の育成を図ること。その際、活動に対する価値付けや社会的承認を与えることは行政のたいせつな役割である。  
（例：古賀市生涯学習笑顔のつどいなど）
- (4) 自主・自立した活動団体を広げていくために広報活動・情報の提供・団体間交流や人材バンクの充実などを積極的に支援していくこと。  
（例：学校支援ボランティア人材バンク、市民活動支援センターなど）
- (5) 障がい者や高齢者などの移動手段を充実させ、社会教育施設の利用を促進する配慮を行うこと。  
（例：コミュニティバスの利用、タクシー券の配布など）

## 2 社会教育施設使用に対する減免制度のあり方

現在、社会教育施設使用に対する減免制度として、社会教育関係団体登録制度がある。しかしこれとは別に、中央公民館の使用に対する減免制度として公民館使用料減免団体登録があり、また減免制度ではないが市民活動支援センターの登録制度として市民活動団体

等登録がある。登録状況を見ると複数の制度に重複して登録された団体も多く、混乱が生じているのも事実である。

減免制度については現在の状況をいま一度精査し、一本化することが望ましい。その際、留意すべき点は以下のとおりである。

- (1) 減免を適用する団体の条件としては、当該団体の本来の活動目的が社会貢献であるかどうかを重視すべきであり、間接的・結果的に社会貢献につながる活動とは区別すること。
- (2) 減免制度の存在を市民全体に周知し、知っている団体のみが申請し恩恵を受けるという状況をつくらないよう配慮すること。
- (3) 特定の団体による施設使用の固定化を防ぐために、減免の額（全額・半額）や減免となる使用料の区分（施設使用料、冷暖房使用料、附属設備等使用料）についても再検討すること。
- (4) 減免制度とは別に登録制度をつくる場合は、制度によって市民の自由な社会貢献活動を分断することのないよう配慮すること。